法務省矯成訓第３３１０号

矯正管区長
行刑施設の長

受刑者の処遇要領に関する訓令を次のように定める。
平成１８年５月２３日

法務大臣　杉　浦　正　健

受刑者の処遇要領に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、処遇要領の策定及び変更を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（処遇要領の策定）

第３条　刑事施設の長は、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３０８号大臣訓令。以下「処遇調査訓令」という。）第６条に規定する刑執行開始時調査及び第１０条に規定する被害者関係調査を終了したときは、その結果に基づき、速やかに、処遇要領を策定するものとする。

２　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、受刑者ごとに、年齢、改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情、被害者等の心情等、心身の状況、執行すべき刑期、釈放後の生活設計等を総合的に考慮するものとする。

３　処遇要領の様式は、別記様式第１号のとおりとする。ただし、刑の執行開始時において２０歳に満たない受刑者及び刑の執行開始時において２０歳以上２３歳未満であって少年法（昭和２３年法律第１６８号）第２０条又は第６２条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された懲役又は禁錮の刑の執行を受けている者（当該刑を含む二以上の刑（罰金以下の刑を除く。）に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）の処遇要領の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間においては、別記様式第２号のとおりとする。

⑴　処遇要領の策定の時から満２０歳に達するまでの期間が３年に満たない者又は処遇要領の策定の時満２０歳に達している者　おおむね処遇要領の策定の時から３年間（この期間内に刑期が終了する場合には刑期が終了する日までの期間。次号において同じ。）。ただし、年齢、罪名、刑期、本人の資質、矯正処遇上の必要

性等を考慮し、刑事施設の長が相当と認めるときは、当該期間を１年６月を下回らない範囲で短縮することができる。

⑵　前号に該当しない受刑者　処遇要領の策定の時から満２０歳に達する日の属する月までの期間

４　前項の規定にかかわらず、受刑者の集団編成に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３１４号大臣訓令）別表に定めるＵの処遇指標を指定され、小集団を編成して処遇を行うこととされた受刑者の処遇要領の様式は、当該処遇が終了するまでの期間においては別記様式第２号のとおりとし、その他の期間においては別記様式第１号のとおりとする。

５　第３項ただし書及び前項の規定にかかわらず、刑事施設の長は、必要と認めるときは、これらの規定により別記様式第２号の様式とされる期間が終了した後においても、当該様式を用いることができる。

（目標の達成状況の評価）

第４条　刑事施設の長は、おおむね６月ごとに１回、受刑者の処遇要領に定める矯正処遇の目標の達成状況について評価を行うものとする。ただし、執行すべき刑期が１０年以上である受刑者について、法定期間（刑法（明治４０年法律第４５号）第２８条又は少年法第５８条第１項に規定する期間をいう。）の末日を経過するまでの間の評価は、おおむね１年ごとに１回とすることができる。

２　刑事施設の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受刑者の処遇要領に定める矯正処遇の目標の達成状況について評価を行うことができる。

３　前２項の評価に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

（処遇要領の変更）

第５条　刑事施設の長は、処遇調査訓令第７条に規定する再調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、処遇要領を変更するものとする。

附　則

１　この訓令は、法の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。

２　この訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者（以下「在所受刑者」という。）については、処遇調査訓令により廃止された「受刑者分類規程」の全部を改正する訓令（平成１３年法務省矯医訓第６６２号大臣訓令）第４条に基づき処遇指針が策定されているときは、当該処遇指針を処遇要領とみなし、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３０９号矯正局長依命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」により廃止された平成１３年３月２２日付け法務省矯医第６６３号矯正局長依命通達「「受刑者分類規程の実施について」の全部改正について」別紙に定める分類調査票の処遇指針（１）のページをもって、第３条第３項に規定する処遇要領票に代えることができる。

３　前項の規定にかかわらず、在所受刑者のうち、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３５２号矯正局長依命通達「少年受刑者等の処遇の充実について」により

廃止された平成１３年３月２２日付け法務省矯保第６５０号矯正局長依命通達「少年受刑者処遇の充実について」に基づき個別的処遇計画が策定されている者については、当該個別的処遇計画を処遇要領とみなし、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３１１号矯正局長依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」により廃止された平成１３年３月２２日付け法務省矯教第６７３号矯正局教育課長通知「少年受刑者に関する個別的処遇計画の運用について」に定める個別的処遇計画（表）をもって、第３条第３項に規定する処遇要領票に代えることができる。

附　則〔平成１９年法務省矯成訓第２０８２号大臣訓令〕

この訓令は、平成１９年５月１日から施行する。

附　則〔平成１９年法務省矯総訓第３３６１号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第５８号）の施行の日（平成１９年６月１日）から施行する。

附　則〔平成２０年法務省矯総訓第３４３４号大臣訓令〕

この訓令は、更生保護法（平成１９年法律第８８号）の施行の日（平成２０年６月１日）から施行する。

附　則〔平成２１年法務省矯成訓第６４７３号大臣訓令（抄)〕

１　この訓令は、平成２２年１月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている執行すべき刑期が８年以上１０年未満である受刑者の受刑者の処遇要領に関する訓令（以下「処遇要領訓令」という。）第４条第１項の規定による目標の達成状況の評価については、この訓令の施行後最初に行う目標の達成状況の評価に限り、この訓令による改正後の処遇要領訓令第４条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則〔令和４年法務省矯成訓第３号大臣訓令（抄)〕

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

２　この訓令に定める若年受刑者処遇要領は、この訓令の施行日以降に処遇要領を策定する受刑者に適用するものとし、この訓令の施行の際既に処遇要領が策定されている受刑者については、なお従前の例による。ただし、刑事施設の長が必要と認める場合には、この限りでない。

附　則〔令和５年法務省矯成訓第１２号大臣訓令（抄)〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（令和５年１２月１日）から施行する。

別記様式第１号　処遇要領票

【処遇要領】（　　）

<table>
<tr><td colspan="2">作成年月日</td><td colspan="2">（決裁欄）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">処　遇　要　領　票</td><td>施　設　名</td><td></td></tr>
<tr><td>番　　号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">矯正処遇の目標</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">矯正処遇の
内容・方法</td><td>作業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>改善
指導</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>教科
指導</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">矯正処遇
実施上の
留意事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

処遇要領票の記載要領

１　「作成年月日」欄

刑事施設の長が処遇要領を決裁した年月日を記載すること。

２　「施設名」欄

刑事施設の正式名称を記載すること。

３　「番号」欄

受刑者の称呼番号を記載すること。

４　「氏名」欄

氏名には、振り仮名を振ること。

５　「矯正処遇の目標」欄

個々の受刑者が改善すべき問題点に立脚した、被害者等の心情等（被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び法第８４条の２第３項の規定により聴取した心情等をいう。）の理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を含む矯正処遇の実施により達成させるべき重点的な目標を、３項目程度設定すること。設定に当たっては、当該受刑者が刑事施設収容中に達成することが可能かどうかについて考慮すること。

なお、その意図、計画等が的確に表現されるような記載とすること（記載例：理解させる、伸ばす、習慣付ける、態度を育てる、定着させる）。

６　「矯正処遇の内容・方法」欄

矯正処遇の種類ごとに、矯正処遇の目標の達成のために実施すべき矯正処遇の内容（例えば、特別改善指導の種類等）及び方法を、簡潔かつ具体的に記載すること。

７　「矯正処遇実施上の留意事項」欄

処遇の実施上の妨げとなったり、指導上困難が予想される事項、保安上又は医療上配慮すべき事項等を記載すること。

８　「備考」欄

⑴　矯正処遇に関する本人の希望、処遇要領を変更した理由その他矯正処遇を効果的に実施する上で特に参考となる事項を記載すること。

⑵　社会復帰支援に関する本人の意向及び社会復帰支援の必要性の有無を記載すること。

また、受刑者の社会復帰支援に関する訓令（令和５年法務省矯成訓１０号大臣訓令）第３条に規定する支援対象者については、同訓令第６条の規定により明確化した社会復帰支援の方針を記載すること。

⑶　その他上記５から７までの各欄に記載された内容について、補足すべき事項等を記載すること。

別記様式第２号　若年受刑者処遇要領票
【処遇要領】（　　）

作成年月日	処遇期間	（決裁欄）
	始： 終：	

若年受刑者 処遇要領票	施設名		番号		氏名	
	矯正処遇の目標					

処遇過程		（導入期）	（展開期）	（総括期）
処遇過程別の矯正処遇の目標				
矯正処遇の内容・方法	作業			
	改善指導			
	教科指導			
矯正処遇実施上の留意事項				
備考				

若年受刑者処遇要領票の記載要領

１　「作成年月日」欄、「施設名」欄、「番号」欄、「氏名」欄、「矯正処遇の目標」欄、「矯正処遇実施上の留意事項」欄及び「備考」欄

処遇要領票の例によること。

２　「処遇期間」欄

若年受刑者処遇要領票に基づいて処遇を行う期間の始期及び終期を、それぞれ月単位で記載すること。

３　「処遇過程」欄

上記２の処遇期間を導入期、展開期及び総括期に分け、それぞれの予定期間を「○年○月から○年○月までの２年間」のように記載すること。なお、必要に応じ、各期を更に前期、中期、後期のように細分して差し支えなく、この場合においては、その細分の名称及び細分ごとの予定期間を併せて記載すること。

４　「処遇過程別の矯正処遇の目標」欄

矯正処遇の目標を構成する具体的な下位目標を、処遇過程別に記載すること。なお、各下位目標は、これを順次達成することにより、最終的に矯正処遇の目標を達成できるように配列すること。

５　「矯正処遇の内容・方法」欄

処遇過程ごとに、処遇要領票の記載要領の例によって記載すること。

６　処遇過程を細分した場合は、「処遇過程別の矯正処遇の目標」欄及び「矯正処遇の内容・方法」欄は、その細分ごとに記載すること。